

指定通所介護事業及び第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社オンリーライフが開設する「デイサービス明来日」が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態」という）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (3) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- (4) 事業に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (5) 事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3 事業所は、以下の場合を除いて、正当な利用なくサービス提供を拒まない。

- (1) 事業所の現員からは、利用申し込みに応じきれない場合。
- (2) 利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス 明来日

2 所在地 岩手県盛岡市新田町10番8号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2 生活相談員 1名以上

生活相談員は通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう適切な機能訓練及び相談、援助等の生活指導を行う。

3 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

4 介護職員 2.6名以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

6 調理員 2名以上

調理業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から日曜日までとする。

2 営業時間

8：15～17：15

3 サービス提供時間

8：45～16：15

(指定通所介護の利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、23名とする。

(指定通所介護及び第1号通所事業の内容)

第7条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 介護サービス
- (3) 入浴サービス
- (4) 食事サービス
- (5) 送迎
- (6) 日常生活動作の機能訓練
- (7) 介護に関する相談援助
- (8) 健康状態の確認

(指定通所介護及び第1号通所事業の利用料その他の費用)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、盛岡市の定める第1号基準額とし、当該指定通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割（負担割合証の通り）の額とする。

2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は次のとおりとする。

- (1) 昼食代 600 円
- (2) おむつ代 おむつ・リハビリパンツ 150 円 パット 50 円
- (3) その他の日常生活費

3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し提供するサービスの内容及び費用について事前に説明した上で、同意を得るものとする。

4 事業所が利用者から費用の支払いを受けた時は、サービスの内容・金額を記載した領収書を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域(送迎の実施地域)は、盛岡市(玉山地域は除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化がみられた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること。
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業員の指示に従うこと。
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと。

(非常災害対策)

- 第11条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。
- 2 事業所の従業者は、消化設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
 - 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知した時は、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
 - 4 事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害等における避難、救出等の訓練を年に2回以上行うこととする。
 - 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(サービス提供困難時の対応)

- 第12条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第13条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、必要な情報を提供することとする。

(秘密保持)

- 第14条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第15条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直に相手方に連絡をとり、詳しい事情を把握するとともに、従業員での検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。

(緊急時又は事故発生時における対応方法)

第16条 事業所及びその従業員は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講じるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第18条 事業所は通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社オンリーライフで定める。

(附 則)

この規程は、平成26年 5月15日から施行する。

この規定は、平成27年10月 1日改定する。

この規定は、平成28年 4月 1日改定する。

この規定は、平成30年 8月 1日改定する。

この規定は、令和 2年 6月 1日改定する

この規定は、令和 3年 2月 15日改定する

この規定は、令和 3年12月10日改定する

この規定は、令和 6年 4月 1日改定する